

事務連絡
令和2年3月26日

各府省行政不服審査法等担当者様
各都道府県行政不服審査法等担当者様
各指定都市行政不服審査法等担当者様
各市区町村、一部事務組合、広域連合行政不服審査法等担当者様

総務省行政管理局行政手続室

行政不服審査裁決・答申データベースへの
裁決内容の入力等について（協力依頼）

平素から、当室の業務に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）においては、行政不服審査会等の答申の内容の公表が義務付けられるとともに（法第79条（法第81条第3項において準用する場合を含む。）、行政不服審査法以外の法律に基づく独自の不服申立てを含め、不服申立てに対する裁決等をする権限を有する行政庁は、裁決等の内容その他不服申立ての処理状況について公表することが努力義務とされています（法第85条）。

これを踏まえ、当室においては、各機関が法に基づくこれらの公表義務等を履行しやすくするとともに、不服申立てに関する情報の一元的な提供を図る観点から、不服申立てに対する裁決や答申に係る情報を公表する「行政不服審査裁決・答申データベース」（以下「裁決答申DB」という。）を構築・運用しています。

<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>

現在、多くの機関において、裁決や答申の内容の公表に裁決答申DBを御活用いただいています。利用いただいている各機関からも、利便性の向上の御要望を頂いています。当室としても、更なる利便性の向上を図る必要があると考えているところであり、下記について、各機関に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 裁決答申DBへの裁決内容等の入力について

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、複数の地方公共団体から、裁決答申DBに掲載されている裁決等のPDFファイルがフリーワード検索の対象となっていない点について改善を求める提案があり「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、「地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところ です。

これを受け、他の利用機関から聴取した御意見も踏まえ、裁決答申DBへの裁決内容及び答申内容の入力については、裁決・答申等の検索を容易にし、不服申立ての適正かつ迅速な処理に資するため、今後、次の考え方に沿って行うことを基本としていただきますよう御協力をお願いいたします。

- (1) 各機関の裁決又は答申の内容については、裁決情報の「裁決内容」欄又は答申情報の「答申内容」の欄に、テキストデータで入力する。その場合、PDFファイル等の添付は必ずしも要しない。

(注1) 「裁決内容」欄及び「答申内容」欄は、それぞれ10万字まで入力可能であることから、一般的な裁決・答申の分量であれば、全文をそのまま入力することも可能ですが、個人情報など公表することが適当でない情報が含まれている場合には、従来と同様に、当該情報の匿名化などを行ってください。

(注2) 裁決又は答申の内容に「裁決内容」欄等に入力できない「表」形式などが用いられている場合には、「裁決内容」欄等には当該表などを省略して入力することになりますが、裁決等の内容を理解するのに支障が生ずる場合には、表などを省略していない裁決内容等のPDFファイル等を併せて添付する等の対応をとってください。

- (2) 「裁決内容」欄又は「答申内容」欄に裁決等の概要のみを入力する場合においても、検索性を高めるため、原則として、不服申立ての対象となった処分の内容（根拠条項等）が含まれるよう記載する。

(注) 例えば、「生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定処分……」などのように、処分の根拠条項及び種類が含まれるよう記載してください。

2. 裁決答申DBの利活用の促進について

裁決答申DBを御活用いただくことは、法に基づく公表義務等を履行することになるほか、様々な機関からのデータが集積することにより、各機関において、不服申立事案の処理に当たり参考になる他機関の裁決・答申等の内容が増え、不服申立ての適正かつ迅速な処理に資するものとなります。

つきましては、現在、裁決・答申等の公表に当たって裁決答申DBを利用していない機関におかれましても、裁決答申DBを利用した裁決・答申等の公表について、改めて御検討いただきますようお願いいたします。